

## 議案第36号

市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について

市長及び副市長の給料の特例に関する条例を次のように制定する。

令和8年6月3日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

市長及び副市長の給料の特例に関する条例

令和8年7月に支給する市長及び副市長の給料の月額、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第9号）第3条の規定にかかわらず、市長にあつては同条第1号に定める給料の月額からその100分の30に相当する額を減じた額、副市長にあつては同条第2号に定める給料の月額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。